

事務連絡  
令和2年7月31日

地区薬剤師会 御中

公益社団法人 東京都薬剤師会

薬局における薬剤交付支援事業について  
(薬局の従事者が患者宅等へ届けた場合の金額の変更)

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス対策の一環として国において成立した、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が届けた場合の費用を補助するための「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されております。

補助の対象となる事例は、①CoV 宿泊・CoV 自宅、②0410 対応について配送業者による配送または薬局従事者による患者宅等へ薬剤を持参した場合です。

今般、薬局従事者による患者宅等へ薬剤を持参した場合の補助額が下記のとおり変更となり、事業開始時（令和2年4月30日）に遡って適用となりました。

つきましては、本会ホームページ (<http://www.toyaku.or.jp/>) の請求フォームから4月30日まで遡って金額の修正をし、今後の請求に際してご留意下さいますよう、貴会会員へご周知をお願いいたします。

記

変更点

1. CoV 宿泊・CoV 自宅について：

- ①薬局の従事者等が患者宅等へ薬剤を持参した場合、  
**500円（変更前は300円）**を東京都薬剤師会に請求。
- ②配送業者を利用する場合は、配送料全額を東京都薬剤師会に請求。（従来通り）

2. 0410 対応送料の負担について：

- ①薬局の従事者等が患者宅等へ薬剤を持参した場合、患者から200円徴収、  
**300円（変更前は100円）**を東京都薬剤師会へ請求。
- ②配送業者を利用する場合は、患者から200円徴収、配送料から200円を引いた金額を東京都薬剤師会に請求。（従来通り）

問い合わせ先

東京都薬剤師会 薬局業務課  
三浦・高橋・土谷

TEL:03-3294-0271

E-mail: gyomu@toyaku.or.jp